

## 障害者分野における「共同」と「協同」

峰島 厚（愛知県／江南女子短期大学）

障害者の福祉を専門とする研究者です。「協同」それじたいを研究対象とするこの研究所に関心をもってきた経過を覚え書きにしてみました。

障害者分野では「共同作業所」という「共同」を冠した用語があります。学校卒業後の働く場づくりの運動のなかで生まれた用語です。場づくりを主要な課題としつつも、「ただ仕事を保障すればよいのではなく、発達を保障する労働を」と、①新しい民主主義的な社会福祉施設づくり、②新しい民主主義的な営利をうみ出す働く場づくり、③新しい民主主義的な労働者像づくり、をめぐして共同作業所の輪を拡げてきました。その過程で「施設の主人公は障害者」「障害者も働く仲間」「仕事にその人を合わせるのではなく、その人にあった仕事を」「働くなかでたくましく」等々の多くの教訓をつくり出してきました。そして共同作業所は、法外施設という柔軟性を活用し、全国に4千弱カ所の自主的事業として広がっていきました。

そして当然のように共同作業所の将来が議論となり、新しい補助金制度の創設や法内施設への移行が提案されてきました。しかしその議論では、確かに法内施設に移行する等してしっかりした基盤をもてるよしにしていく必要はあるが、共同作業所というのはそれだけに解消されない、なんとも言えない魅力があり、存続するであろうし、そうしなければならない、と落ち着いてきています。

私はこの議論の到達点を、働く場を保障していくために共同の輪を拡げていくという、共同を手段とする運動から、協同それじたいをつくることを目的とする運動に発展してきている、とみています。「共同」と「協同」というまぎらわしい用語を使っていますが、その用語の定義・概念等の検討は抜きにして、私自身は、運動の手段としてある共同と、それじたいを目的とする協同と区別

しています。協同して経営・運営する施設、協同して働く事業、協同して働く労働者像をめざした運動が始まってきた、とみています。

それでは私たちが目的とする協同とは何か、そこでこの研究所にとびついたわけです。私の研究関心からみると、例えば施設の運営における障害者、職員、親、施設長、経営者、行政の社会事業責任者等の民主主義的な「関係」像を明らかにしていく研究ではないか、と考えているところで

障害者分野で自立ということが今キー概念になっています。他人に迷惑をかけるのでなく独りでできるように、という解釈が否定されてきて、だれもが助け合って生きているのだから堂々と依存しても…と新しい概念が広まってきています。堂々と依存する、という点はこれまでの障害者の歴史から当然強調されなければなりません。しかしこの新しい概念について、助け合う、依存するという、独りではない仲間がいて立つ、ということを前提にしている点はあまり強調されていません。障害者も、独りでなく、まわりといっしょに生きる存在なのだという重要な提起もあるので

そして、助け合う人、依存する人との「関係」によって、「堂々と」ということが成り立つと考えています。関係像を明らかにすることがポイントです。

関係を物理的に規定していく利害、責任、立場等、そして精神的に規定していく考え方、思想等、さらにそれらの関係を規定する要素があろうとそこの場の要求や願いで新たな関係をつくる能力、等々を吟味していかねばと考えています。